

石狩市要綱第〇号

資料 1

石狩市自転車活用推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 〇 日

石狩市長 加 藤 龍 幸

石狩市自転車活用推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱

石狩市自転車活用推進協議会設置要綱（平成30年要綱第59号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(任期) 第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(任期) 第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の<u>翌年度</u>の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 〇 日から施行する。